

# いの町枝川地区浸水危険区域における建築床高指導条例について

令和4年4月1日施行

いの町枝川地区では、平成26年8月の台風12号により140戸を超す建築物の床上浸水被害が発生しました。そのため、国・県・町の連携により、ハード・ソフト対策が一体となった「**宇治川総合内水対策計画**」が平成27年3月31日に策定され、水害に強いまちづくりを進めていくこととなりました。

この条例は、再び台風12号と同等規模の豪雨が発生した場合に、新たに建築される住宅（**令和4年4月1日以降の建築確認申請届け出**）が床上浸水被害を受けないよう、常識的な高さでの建築の推進を図ることを目的に、ハード対策の整備にあわせて、整備を行うために制定されたものです。

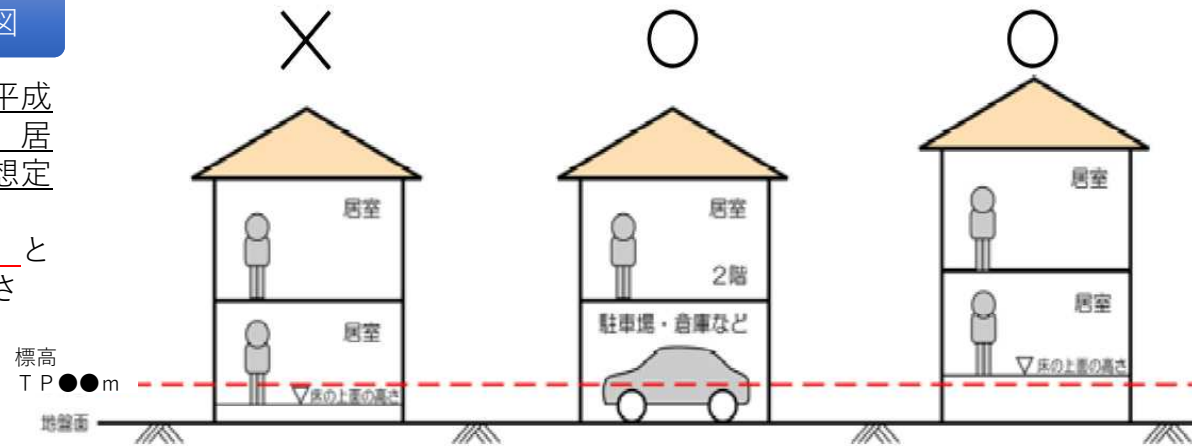
新たに、建築される建築主様は、この条例に則り建築していただきますよう、お願いします。

居室・・・居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。（建築基準法第2条）

（例）リビング、ダイニング、寝室、書斎、事務室など ×玄関、トイレ、階段、廊下、浴室など

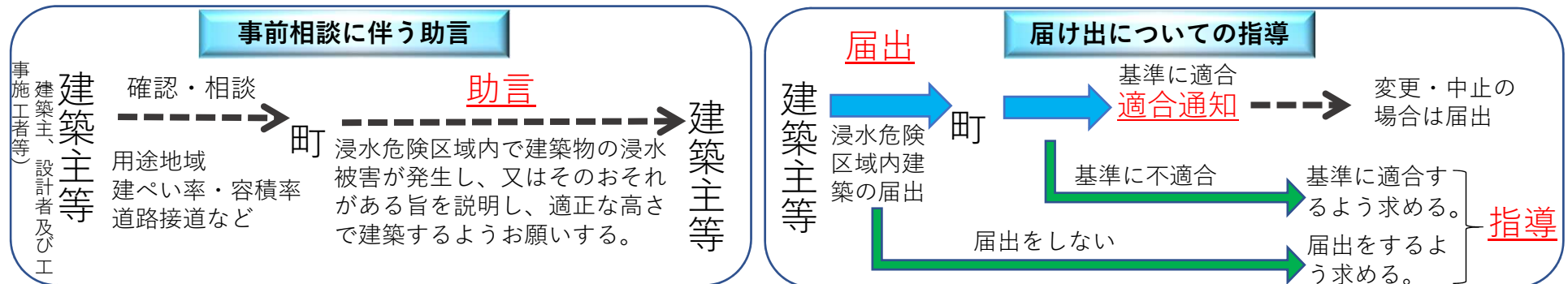
## 居住目的建築物の具体的な床高のイメージ図

床高（**最下階の居室の床の上**）の設定は、平成26年8月の台風12号実績の規模に対して、居住目的建築物の床上浸水被害を発生させない想定に基づいたものであり、**TP**（東京湾中等潮位）**●●メートル**（**区域によって分かれています**）とされています。（詳しくは裏面を参照してください。）



## 届出の方法（助言と指導）について

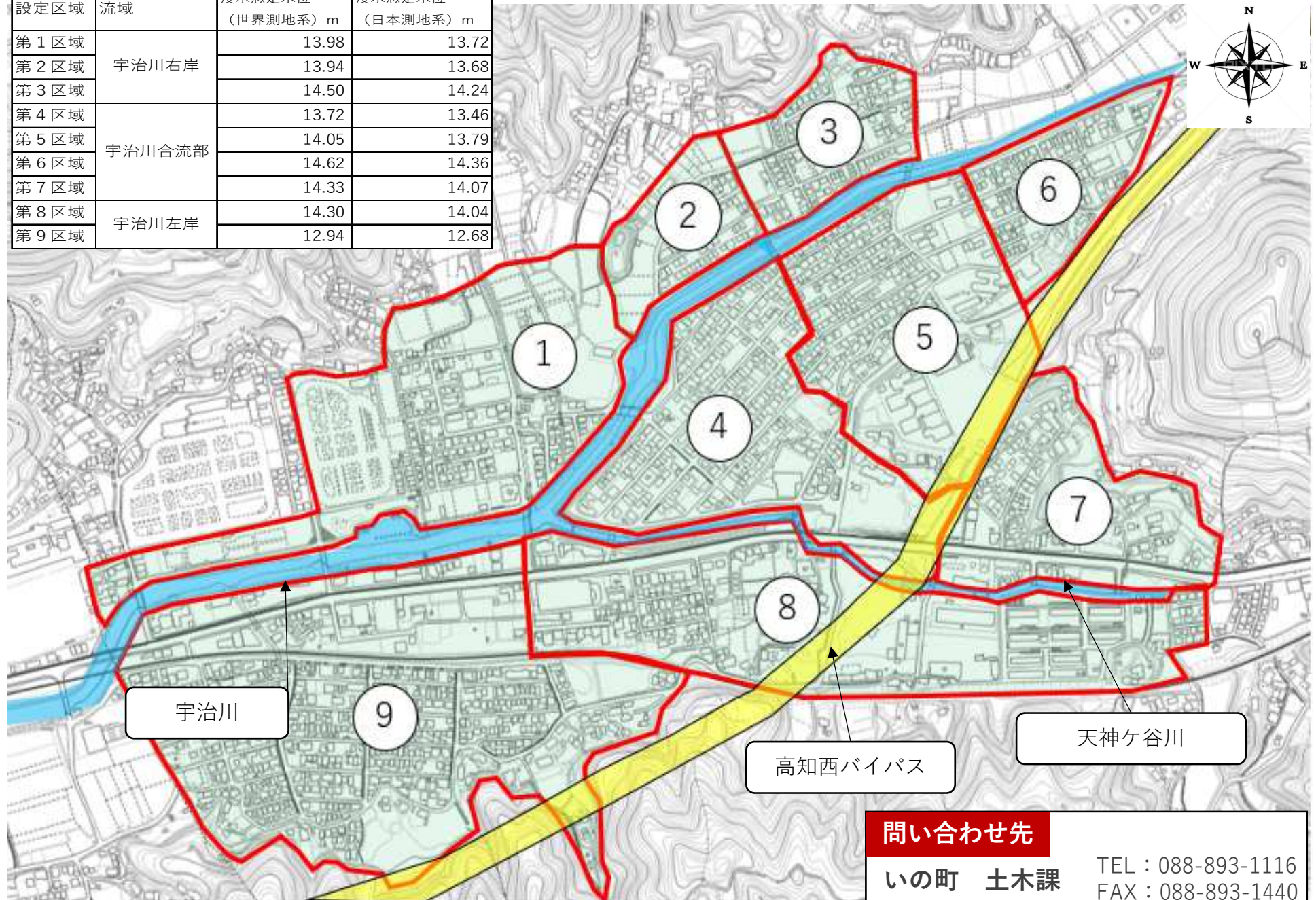
建築確認申請書等を町へ提出する前に、浸水危険区域内建築の届出書により床高等を記載し町への届け出が必要となります。町から適合通知を受け取ったのちに、建築確認申請書等の提出をお願いします。



## 浸水危険区域及び浸水想定水位

設定区域	流域	浸水想定水位 (世界測地系) m	浸水想定水位 (日本測地系) m
第1区域	宇治川右岸	13.98	13.72
第2区域		13.94	13.68
第3区域		14.50	14.24
第4区域	宇治川合流部	13.72	13.46
第5区域		14.05	13.79
第6区域		14.62	14.36
第7区域		14.33	14.07
第8区域	宇治川左岸	14.30	14.04
第9区域		12.94	12.68

測量の基準点については、町等で設置しております。  
詳しくは、いの町土木課までご連絡ください。



**問い合わせ先**

いの町 土木課

TEL : 088-893-1116

FAX : 088-893-1440